

グリーン購入の推進

グリーン購入とは、物品や役務（以下、「物品等」という。）を調達する際に、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）を優先的に購入する取組です。

1 背景

地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題は、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠となっています。

こうした中、「グリーン購入」が注目され、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が施行し、地方公共団体においても環境物品等の調達の推進を図ることが規定されました。

グリーン購入法<抜粋>

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 グリーン購入の意義

環境配慮契約と同様に、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の事業者にも環境負荷の少ない物品等の提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っています。

【参考】環境配慮契約法とグリーン購入法の比較

項目	環境配慮契約法	グリーン購入法
性格	・ <u>契約の方法</u> などの仕組みを規律 ・ 契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など <u>推奨する契約方式等を規定</u>	・ <u>物品・役務の環境性能</u> を規律 ・ <u>最低価格落札方式</u> による調達が原則
趣旨	価格等を含め総合的に評価して <u>最善の環境性能を有する物品・役務の調達</u>	<u>一定水準の環境性能</u> を満たす製品・サービスの調達
対象品目 対象契約	電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の6つの契約類型	紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など
対象 機関	・ 各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・ 地方公共団体等は努力義務	